

令和3年度当初予算要望 要望項目（回答有り）

1 教職員給与・諸手当等の改善について

(1) 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法の趣旨を尊重するとともに、教職員の勤務の特殊性を考慮し、月例給及び期末勤勉手当、地域手当等を改善すること。

人材確保法の趣旨は重要なものであると認識しています。また、給与の改善については、人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。

(2) 部活動指導手当の増額、合同部活動手当（仮称）や免許外教科指導手当（仮称）の新設等、業務に従事した内容に応じて、手当が支給されるよう支給内容や要件を見直すこと。

人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。

(3) 一人一人の児童生徒にきめ細やかな対応ができるように、養護教諭の複数配置をより一層進めること。また、徳島県学びサポーター制度を基盤として、養護教諭の繁忙期や不在時にも対応できる臨時補助員制度「Ourの学び支援制度（仮称）」を構築すること。

養護教諭の複数配置については、各校の実情に対応した配置を行っているところであり、今後とも努力してまいります。

複数配置基準の緩和については、国への要望を行っております。

養護教諭の業務をサポートする臨時補助員を配置するために、学びサポーターを利用することは困難ですが、ご提案の制度については、他県の動向を研究してまいります。

(4) 食育の推進だけでなく、食物アレルギーや肥満傾向等のある児童生徒への個別対応や相談指導を継続及び充実させるため、引き続き栄養教諭の任用審査と増員を行うこと。また、総合教育センター指導主事勤務等の多様な経験を生かして、若手栄養教職員の指導的役割を担っている栄養教諭に手当を支給すること。

栄養教諭については、今年度は1名の任用替えと2名の新規採用を行ったところです。今後とも、食育の推進や児童生徒への適切な対応や指導が行われるよう、標準法に則り、共同調理場や学校の実態に応じた配置に努めてまいります。

個々の経験等に応じた手当を支給することは困難と考えています。

(5) 研修の精選や実施方法等の見直しをさらに進め、普通旅費を確実に確保するとともに、正当な額を支給すること。特に、遠足・集団宿泊的行事における旅費については、行き先や引率人数等を配慮した旅費を配当すること。

県教委では、引き続き、効果的・効率的な研修の実施に向けて、なお一層工夫・改善してまいります。また、今後とも普通旅費の確保に努めてまいります。厳しい財政状況を御理解ください。なお、修学旅行の引率旅費は、一時に支出する金額が大きいことから、他と区別して配当しております。

(6) 小学校中学校教育職給料表を高等学校等教育職給料表に統合すること。

【昨年度回答】

人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。

2 教育環境の改善について

- (1) Society5.0の到来を見据え、「ビッグデータ」や「EdTech」を活用し、個別最適な教育を可能にするスマートスクール・プラットフォームを利活用した実証研究を行うこと。また、その成果と課題を県下で共有し、導入促進を図ること。

スマートスクール・プラットフォームの利活用については、導入による効果等について研究してまいります。EdTechに係る実証事業において研究し、成果と課題を共有してまいります。

- (2) 小学校外国語教育の更なる充実を図るため、英語専科を増員すること。また、小学校高学年における教科担任制を視野にいたした専科加配を進めること。

本年度は、小学校に17名の英語専科教員を配置したところです。今後の英語専科教員の増員については、引き続き国に要望してまいります。

小学校における教科担任制については、モデル校での成果をもとに研究を進めてまいります。

3 勤務条件の改善について

- (1) 児童生徒の学びの保障及び新型コロナウイルス感染症対策として、徳島県学びサポーターの配置を次年度も県独自で継続すること。また、スクール・サポート・スタッフの配置がさらに促進されるよう予算補助を拡充するとともに、人材の確保についても市町村教育委員会と連携を図ること。

学習指導員については、今年度新設し、希望する市町村に配置を進めてきたところです。次年度以降の事業については未定ですが、まずは今年度の活用の状況や効果を確認する必要があると考えています。

スクール・サポート・スタッフについては、本年度配置拡大を実現しておりますが、さらなる配置拡大に向け、市町村教育委員会の積極的な活用を期しているところです。

人材の確保については、市町村教育委員会のみならず大学等とも十分に連携してまいります。

- (2) 1年単位の変形労働時間制の導入については、休日のまとめ取りが確実に取れる等の環境整備を進めながら条例制定を検討すること。また、客観的な方法等における在校等時間の把握、部活動の在り方に関する方針の遵守、休息時間の確保等、指針に基づき、講ずべき必要な措置が市町村教育委員会において適切に実施されるよう県教育委員会が指導・助言を行うこと。

1年単位の変形労働時間制の導入については、働き方改革の推進にも資するものと考えており、条例制定に向けて検討してまいります。

また、在校等時間の把握や部活動の在り方に関する方針の遵守等について、市町村教育委員会に対して引き続き指導・助言を行ってまいります。

- (3) 「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」に基づき、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、本来の職務に専念できる環境整備を行うよう県教育委員会が市町村教育委員会に指導・助言を行うこと。

通知の主旨に則り、適切に対応できるよう市町村教育委員会と連携してまいります。

- (4) すべての教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、今年度、実施方法が変更及び中止となった研修については、次年度においても必要性や重要性を検討し、精選を図ること。また、県教育委員会等が主催する各種研修を教員免許更新講座の代替として早急に認定すること。

県教委では、引き続き効果的・効率的な研修の実施に向けてなお一層工夫・改善してまいります。

また、県教委等主催の各種研修を免許更新講座の代替と認定することについては、他県の動向を注視しながら研究してまいります。

- (5) 学校事務職員における業務の効率化を進めるため、庶務事務のシステム化を早急に構築すること。
また、学校事務支援主事（仮称）を県教育委員会に配置し、共同学校事務室や事務グループの体制強化を図ること。

学校事務支援主事を県教委に配置することは困難ですが、事務職員機能強化研究協議会とも連携を図りながら「学校運営組織の活性化」と「学校事務機能の充実」に取り組んでまいります。
また、学校における事務機能の強化、共同学校事務室の推進を一層進めるべく、対応策についても検討してまいります。

- (6) 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点」については、文科省や厚生労働省等の最新の知見に基づいて見直し及び修正を定期的に行い、市町村教育委員会へ周知すること。

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点」については、文部科学省や厚生労働省等の最新の知見を参考に、県内の感染状況を注視しつつ、必要に応じて見直し及び修正を行ってまいります。また、見直し等を行った場合は、これまでと同様に市町村教育委員会へも周知してまいります。

- (7) 小中学校における人事記録カードを電子化し、記入等における教職員の負担軽減を図ること。

人事記録カードの電子化については、困難です。

- (8) 徳島県における教員採用候補者選考審査を全国に先駆けて実施し、早くから優秀な人材を確保すること。

教員採用候補者選考審査については、早期に変更点等を周知するとともに、適切な時期に実施できるよう、優秀な人材確保の視点も含め検討してまいります。

4 国への働きかけについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら一人一人の教育的ニーズに対応するため、義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図るよう働きかけること。特に、少人数学級の実現のための学級編制基準の引き下げについて、強く働きかけること。

少人数学級については、国の動向を注視してまいります。

- (2) 令和2年度第2次補正予算で措置された学習保障に必要な加配措置や学校教育活動再開支援経費措置が次年度も継続されるよう国へ働きかけること。

学習指導員については、今年度新設し、希望する市町村に配置を進めてきたところです。次年度以降の事業については未定ですが、まずは今年度の活用の状況や効果を確認する必要があると考えています。
スクール・サポート・スタッフについては、本年度配置拡大を実現しておりますが、さらなる配置拡大に向け、市町村教育委員会の積極的な活用を期しているところです。
また、「教育活動再開支援経費」については、令和3年度においても感染状況等を勘案しながら、児童生徒の安全・安心の確保や学びの保障が図られるよう国の動向を注視してまいります。

以上